

第5回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録

会 議 名	第5回 白井市障害者計画等策定委員会		
開催日時	令和7年9月29日(月)午後2時00分～午後3時30分		
出席委員 (15人)	鈴木委員 松本委員 吉武委員 黒澤委員 大森委員	合崎委員 入江委員 高柳委員 田中委員 中込委員	福岡委員 飯ヶ谷委員 平野委員 原田委員 宮崎委員
事務局(7人)	石田障害福祉課長、工藤係長、浦尾係長、浅見、関、秋濱、伊藤		
傍聴者	1名		

1. 開会

●事務局

時間を過ぎましての開始で大変申し訳ありません。本日はご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第5回白井市障害者計画策定委員会を開会します。

2. 委員長挨拶

○鈴木委員長

こんにちは。初めて全員出席ということで、非常にめでたいと思います。前回はずいぶん終わりの時間が遅くなってしまいましたので、今回は3時半に終了を目標で行います。時間の内訳としては、議題(1)が第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進行管理についてで事務局の説明が5分、質疑応答が5分の約10分です。議題(2)の白井市障害者計画素案についてで、こちらは事務局説明が30分、質疑応答が35分の65分です。議題(3)がその他、事務局説明が5分と、質疑応答が5分、合わせて10分で行いたいと思いますので、皆さんご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

○合崎副委員長

皆さんこんにちは。今日は皆さんが揃う初めての会議ということで、まだまだ暑いのですが、今日は特に暑いと思われます。皆さん、水分補給を適宜行ってやっていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。それでは会議に入らせていただきます。ここからの議事の進行は鈴木委員長にお願いいたします。

3. 議題

(1) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画進行管理について

○鈴木委員長

それでは、お手元の次第により進めてまいります。本日の会議の主題は、計画素案の審議となりますが、それに先立ち、現行の福祉計画の進行状況の報告があります。議題(1)、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画進行管理について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

事務局より、資料2の説明があった。

○鈴木委員長

それでは、今の説明に対するご意見や質問がありましたら挙手をお願いします。

○委員

非常に広い質問ということでしょうか。冒頭にいただいた一般就労への移行が概ね目標を達成しているということで、非常にご苦労もあることかと思います。達成に向けて概ね順調に進んでいるとは思いますが、この達成に向けて一番大きな課題はどういったところでしょうか。

●事務局

今おっしゃったのは、一般就労に移行することを達成する上での課題ということですね。

肌感覚ではありますが、障がいのある方、特に精神障がいの方など、訓練の事業所に通うまでは順調なのですが、そこから実習をして一般就労に進むところが、難しいという印象を受けています。

就労移行支援のサービスはご利用になっているのですが、もともとの標準の2年間で就労を決めることが難しく、延長が必要で、延長をしてもやっぱり難しいケースもあります。

また、一度就労移行支援のサービスを使っても、短期間で具合が悪くなったりして、もう一度使うことになるとか、一度就労はしたものの、長く続けることが難しく、改めて就労移行支援のサービスを利用するケースもあり、定着をすること、働き続けることのバック・フォロー体制を充実させる必要があると思っています。

○鈴木委員長

他にいかがですか。会議終了後に意見や質問を思い付くこともあると思いますので、その際は遠慮せず事務局にお伝えください。議題(1)については以上とします。

(2) 白井市障害者計画素案について

○鈴木委員長

続きまして議題(2)、白井市障害者計画の素案についてで、前回第4回の時は、第3章の重点施策の前までをご審議いただき、ご意見をいただいています。今回は第3章までの素案の修正内容をご確認いただいたうえで、第3章の重点施策、及び第4章について審議を進めてまいります。では事務局より説明をお願いします。

●事務局

資料2について、事務局から説明があった。

○鈴木委員長

ただいまの事務局からの報告に対して、この後約30分程度を目処に質疑応答を行いたいと思います。事前意見については、資料3ですので、今一度ご確認をお願いします。資料3のご意見は記名とさせていただきますので、ご意見をいただいた各委員で、補足またはその他のご意見がある方はお願いします。この重点事項については、計画の重要な部分ですので、ご意見がありましたら遠慮なくご発言をお願いします。

○委員

29ページの重点施策について、内容に関わるものではありませんが、1、本施設ではということで、本施設が非常に大きく書かれていて、その後本施設で何を相談できるのかというところが、非常に小さなフォントになっていまして。これは非市民の皆さんに周知していただかないといけない重要な内容だと思いますので、フォントのサイズを小さくしない方が良いと思います。

●事務局

修正させていただきます。

○委員

33ページの9番。③のピアサポートの活用について質問させてください。私、ピアサポート専門員でピアカウンセリングをしているのですが、相談者の方が男性だと男性の方、女性だと女性の方が相談しやすいということがあります。相談内容がデリケートなことだと、同性の人の方が相談しやすいということがあると思います。男女1組で身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を用意していただけると、とてもいいのではないかなと思います。

●事務局

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。相談しやすいピアサポーターの確保に努めていきたいと思っています。

○委員

基幹相談支援センターという、相談するところがあったということですが、何を相談していいのか、少し分かりにくいです。具体的にこういうのは相談できますよということが分かると、もっと相談する人が増えるのかなと。相談する人、利用する人が今何人ぐらいいるのでしょうか。相談をして納得したとか、利用して良かったという反応はどれぐらいあるのでしょうか。

●事務局

基幹相談支援センターは全般的な相談を受けるという形ですので、特にこういった相談という限定はしてはいないのですが、基幹相談支援センターから委員がいらしていただいているので、お答えいただけますか。

○委員

基幹相談支援センターは、特に相談の種類は限定されていません。全障がいが対象ですし、大人から子どもまで全ての人が対象になっています。相談の内容も限定していないので、ご本人からの相談でも、ご家族からの相談でも、地域の方の相談でもお受けしています。また、実際に障がいのある方を支援している方々からの相談も受けています。

それなので、何でも本当に受けているという形になります。実際の相談件数ですが、現在だと月に250から300件ぐらいの相談を受けています。近隣と比べても、かなり多い相談を受けている状況です。

○委員

基幹相談支援センターには一度行ってみたが、自分自身が何を相談したらいいのかなと思って、何も相談しないで帰ってきてしまいました。障がいに関して、こういった相談があるのか具体例を教えてくださいませんか。

○委員

基幹相談支援センターは、生活する上で困っていることを何でも相談をいただいて大丈夫です。例えば権利擁護に関すること・虐待に関すること・お仕事に関することや、生活困窮に関する事などです。本当に何でも相談を受け付けています。こんなことを相談してもいいのかなということでも、お気軽にご相談をいただければと思います。

○委員

資料2の5ページに、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場、またコーディネーターと書いてあるのですが、難病のお子さんを抱えている方が、例えば外出の時に、下のお子さんを連れて外に公園に遊びに行きたいのですが、上のお子さんの体調が悪くて行けないなどで悩んでいることがあります。そういった医療的ケア児の相談なども受け付けているのですか。

○委員

基幹相談支援センターは、医療的ケア児コーディネーターが2名配置されています。医療的ケア児コーディネーターを中心に、医療的ケアのあるお子さんや、重症心身障がい児のお子さんなどの生活に関する相談全般を受け付けています。

計画相談支援の方々が付いていれば、一緒に考えていくという形にはなるのですが、付いていなければ、コーディネーターがご家族と一緒に考えていくという形になりますので、ご相談をいただければと思います。

○委員

ありがとうございます。先日、いちごの会に参加した保護者がそういうことですごく悩んでいた。それが確か基幹相談支援センターができる4月以前の話だったと思います。基幹相談支援センターで相談できることを知らないと思いますので、お伝えしたいと思います。

○鈴木委員長

他にいかがですか。

○委員

重点施策(1)の白井市基幹相談支援センターを核としたというところで、本施設ではという記載があったのですが、「施設」と言うと福祉に携わっていらっしゃる方にしたら、入所施設や、介護保険であれば特養とか老健といったイメージがしてしまう。基幹相談支援センターというのは、在宅生活を支えることが一つの大きな役割かと思うので、施設という言葉ではなくて、本センターという言葉にした方がいいのではないかと思います。

●事務局

修正させていただきます。

○鈴木委員長

今のご意見を聞いて、私も同感に思いました。

○委員

33ページの1番の13番、図書館での障がい者サービスについて、最終行に読書要求に応えますと書かれていますが、肢体不自由児等の障がいは、交通手段の確保とかできればいいのですが、視覚障がい者の方への読書要求に応えることが非常に難しいところがあると思う。現時点では図書館では点字書籍というものを結構置いているのでしょうか。もしないとしたら、読書要求に応えるということで、今後点字に訳された書籍を増やしていくというようなことが、視覚障がい者に対しての具体的な取り組みになると思いますが、いかがでしょうか。

●事務局

点字図書の状況については、別途確認をし、回答します。現在の取り組みとしては、高齢者や、見えにくい方向けに、字の大きな図書を用意したり、必要に応じて交流手段のない方のために、配達をして本を届けていたりしています。

○委員

分かりました。視覚障がい者向けの要求に応えるのが、とにかく点字書籍とか、点字に訳せるのが非常に高価だと聞いていたので、少し心配をしました。

それから、32ページ、最終の施策の方向についてですが、より分かりやすい形での情報提供に努めますとありますが、やっぱり我々のように後期高齢者になると、本当にこういういろいろな情報をもらっても、なかなか1回とか2回で読んで理解ができません。

情報については、なるべく分かりやすくということで精査をして、皆さんに情報提供をしてもらわないといけないと思います。特に障がい者に限ってということではなく、高齢者の方にも、いろいろな情報を提供しても読む気がしないという方も多い。

若いご家族がいらっしゃったら読んでもらおうけれども、高齢者だけで暮らしている方は、資料をお渡ししましたよね、とか、情報を書いたものをお渡ししました、と言っても、読んでいない、

もしくは読んでも分からないと言われる。情報は精査して、とにかく分かりやすくということをお願いをしたいと思います。

それから、33ページの情報バリアフリーの促進ですが、これは揚げ足を取るようで申し訳ないのですが、やっぱりなるべく分かりやすく、あまり余計な文言を書かないで分かりやすくした方がいいのではないかなと思うんですね。

例えば情報コミュニケーション技術の急速な進展に対するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差の縮小を図りますという文章について、障がいのない人と比べなくても、これだけ講座とかいろいろなもので、障がいのある人の技能の向上につなげるのであれば、障がいのない人との情報格差と記載する必要はないのではないかなと思います。

障がいのある人の技能の向上を図りますといったことで、必要のない文言は割愛して、分かりやすくした方がいいのではないかなと感じました。

それから、最後ですが、②の16番、本当にどの会議に出ても、我々は制度ボランティアで長く活動をしているので、いろいろな情報が発信されているというのをすごく感じているのですが、一般の市民の方、あるいは会議に出ている方の中でも、情報を知りません、見ていませんと言う方もたくさんいます。発信してもなかなか伝わっていないことが多いので、情報の発信方法というのは、工夫が必要だと思います。

我々もこういうふうにした方がもっと伝わるのではないかなと思うことがあれば、お話をしに行きたいと思いますが、工夫をしていただきたいと思います。

●事務局

ありがとうございます。務めさせていただきます。

○委員

今の情報のことについて、視覚障がいの立場から言って、点字使用の人は何人ぐらいいるのかなと思いました。それと図書については音声訳があると思いますが、そのことをもっと市民に情報発信してもらいたい。高齢になって読み書きが難しくなってきた人たちでも、音声だったら聞けることがあると思います。

○鈴木委員長

他にいかがでしょうか。

○委員

34ページの10番。ICT(情報コミュニケーション)機器活用の促進の、実施しているパソコン講座を継続し、とあるのですが、できればスマホの講座も入れていただけるといいかなと思います。

●事務局

そちらについては、私どももそのように考えている次第です。ゆくゆく開催をさせていただければと考えております。

○鈴木委員長

私からもいいですか。事前質問で3ページの8番で、会議中に回答しますとあったのですが。

●事務局

相談支援専門員の初任者研修や、現任者研修の推薦をしようとして行うとか、県から行う研修の情報がまず市に入るので、その周知に努めますという意味合いの「育成」という文言だと思いますので、市を通さないと得られないというわけではないのですが、市が推薦をして研修を受けていただく場合があるので、こういった書き方をしています。

○鈴木委員長

相談支援専門員というのは、市から推薦を受けるわけじゃないですね。

●事務局

私の認識誤りです。訂正します。詳しい委員の方から説明をお願いいたします。

○委員

相談支援専門員の研修体系は3つあります。1番下が初任者研修。真ん中が現任研修です。この2つは相談支援専門員で、要件が合えば誰でも受けられる研修なので、個人で申し込んだりとか、法人単位で申し込んだりします。もう1つは、ピラミッドの1番上にある主任相談支援専門員というものです。県で120～130名が主任相談支援専門員の資格を持っているのですが、そちらは市からの推薦です。また、先ほど話が合った医療的ケア児等コーディネーターも、市からの推薦です。市からの推薦が必要なのは大まかにその2つです。

●事務局

その通りです。訂正させていただきます。

○鈴木委員長

話のついでで言うと、千葉県の百何人という主任相談支援専門員のうちの5人が白井市におります。白井市はすごいと思います。他にいかがでしょうか。

○委員

28ページの基本方針のところですが、1番の2の③、DXへの対応というところですが、こちらに関しての理解が間違っていないか確認をさせていただきたいと思います。まずは情報提供をしていく手段の一つとして、DX化を促進していくという意味だと理解しています。この対応というのは、いわゆる新たに何かシステムのなものを市として作っていくということではなくて、既に世間で流通している、具体的にはLINEとかの記載があったかと思いますが、そういった民間というか、一般的なものを使って活用していく。そういった意味での対応ということでもいいでしょうか。

●事務局

ご質問ありがとうございます。その通り、既存のものを活用できるものはしていくほか、制度ごとの自治体ごとの格差をなくして、国の標準書式を作るなど、マイナンバーに加え、国全体でシステムの標準化が進んでいるので、そこを把握していくという意義もあります。主な事業としては、載せてある通りです。新しい何かを作って、DX化を進めるというものではありません。

○委員

それを受けて、恐らく今回の基本方針の2番になりますが、2-2の就労支援のところ、資料上に記載のある課題にも関係しますが、そもそも働く場が足りなかったり、逆に介護をする側の人手不足だったり、どうしてもこれは日本全体的なことかと思いますが、大きく課題があるところだと思います。そうした課題を解決する方法の1つとして、民間のシステムを活用していく考え方があってと思っています。

就労に関しても、フルタイムで働きたい人と、パートタイムで働きたい人がいらっしゃるかと思います。更にその分業をしていって、この日のこの時間だけ働きたいみたいな働き方というものもあると思います。なかなかフルタイムでの雇用、就業が難しい方もいらっしゃると思うので、そういった部分の集約ができるものの1つとしてDX化というか、新しいシステムを使っていくこともあると思います。

ぜひ、まずは情報提供という分野で、DX化を推進していただけると良いと思います。私も市のLINEを使っていますが、便利だと思っています。そしてその次のステップとして、就労支援でも、DX化を検討していただきたいと思います。今後、市で取り組んでいくものかと思いましたが、伝えさせていただきました。

○委員

52ページ、啓発活動の充実という部分ですが、意見を出したいと思います。毎年9月23日に手話言語の国際デーというものがあります。2017年に国連で決定しました。それに対して各地域でブルーライトをやっている状況です。ぜひ白井市でもブルーライトの点滅をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。73の具体的な内容に入れてほしいです。

●事務局

ブルーライト点滅に関して理解の啓発推進の材料のところに具体的に盛り込むことによって、例えば担当が変わっても続けてもらえるようにというご意見だったと思うのですが、具体的に載せるかどうかを前向きに検討させていただきたいと思います。

○委員

素案の項目にはないのですが、普段福祉課とか行政に話を聞きに行くと、資料を家族の人に読んでもらってくださいとよく言われます。できるだけ家族に負担を掛けないようにしたいのですが、行政で何か支援はできないでしょうか、いかがでしょうか。

○鈴木委員長

本日は家族の会の代表の方も参加しています。家族の立場でのご意見はいかがですか。

○委員

難しい質問だと思います。精神障がいの場合、家族と当事者の考え方にとても違いがあり、生活していても難しいところがたくさんあります。

家族にお願いするというのは、例えば公的な部分から家族の方にいろいろと教えを請うという意味合いですか。

○委員

書類がカウンターのところにあり、それを持って帰って家族の人に読んでもらうよう言われました。家族の力も大事なのですが、家族もやってはくれるのですが、負担がかかっていると思うことがあって、そこを行政でできないのかと思っています。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

○委員

事務局に伺いたいのですが、今までは民生委員には障がい者の方に対する個人情報ということで、民生委員にも障がい者の情報が伝わってきていない状況でした。

私も会議の時には、皆さんに声がかかれればぜひ引き受けて、その会議に出席してくださいというお話をしました。民生委員が、その会議で何をしていけばいいのか、事務局の方ではどんなことを期待して、民生委員に声をかけたのか、後ほどで良いのでお聞きしたい。

民生委員が支援の輪を広げていくといいと思ってはいるが、事務局の狙いを教えていただきたい。

○委員

先ほどの黒澤委員のご意見で、家族の方に読んでもらったかどうかと言われた件ですが、悪気はなかったのかもしれませんが、そんなに大きな負担がなければ、窓口の人も恐らく読み上げてくれると思うんです。その時のタイミングや状況もあるかと思いますが、そこは合理的配慮に関わる部分なので、とても大事なことです。

また、もし頻回にそういうことがあるのであれば、障害福祉サービスは、そういった困り感へのサポートができる支援なので、利用しても良いと思います。

これが高齢者の介護保険だと、サービスでできるのは最低限のことで、同居家族がいたら家族にやってもらってください、もしくは自費サービスになりますという考えですが、障がい者の場合は、親に頼らずにサービスを使って生活できるというのが、その方の自立につながるという考え方です。そういったことをご希望でしたら、基幹相談支援センターに相談をすると、サービスにつなげられることもあると思います。

○鈴木委員長

こういったことは何とかならないか、という相談も、基幹相談支援センターにしてもいいのではないかということですね。

○合崎副委員長

ライトアップによる啓発活動についてですが、私は発達障がいのことについて主にやっています。啓発デーのライトアップが今全国で行われていますが、これは海外発信だったんですね。ただ、実は政治的な思想等も入ってしまっていて、欧米ではあまり好まれていない側面もあります。そこを踏まえた上で検討するほうが良いと思います。ライトアップを好まない方も当事者の中にはいるということも、事実としてご認識をいただければと思います。

先ほどの黒澤委員のご意見。あとは読書に関するご意見が出てきたと思いますが、ここはAIというのをぜひ活用していただきたいと、一教員としても非常に強く思います。マンパワー不足は全国各地で言われているところで、それを補ってくれるのはAIではないかと思います。

私もAIを使うのはあまり好きではないですが、こういう情勢の中で避けては通れません。障がいということではないのですが、多国籍の人なども私たちの社会の中に共存していく世の中になって、例えば外国籍で、英語とか中国語などのメジャーな外国語ではない、ペルシア語などを使う方もたくさんいらっしゃいます。そういった言語の読み上げや翻訳も、AIを頼らないとやっていけない時代です。その点に関しては、先ほどスマートフォンの講習会というご意見がありました。ここにスマートフォンを用いたAIの講習会を障がいがある方向けにやっていただきたいと思います。

白井市の障害福祉課の方が真摯に取り組まれていることを間近に見てしまっていて、マンパワーの限界というのもよく分かります。大学も工学部などがありますので、うまく活用していただけると、私どもとしても地域貢献という意味でありたいと思います。

その流れで、今日の素案の中に障がいがある方の防災についての取り組みというのがありました。実際に私どもの方で11月6日に弊学、麗澤大学柏校舎において、特に精神障がいがある方向けの、災害時にどうやって避難するか、生きるためにどうすればいいかということの講演会とクロストークといった内容の啓発活動を行います。もしご興味がある方がいらっしゃいましたら、これも交通手段の問題が出てきますが、何らかの形で情報を共有させていただきたいと思います。今私が所属する大学は白井市ではないですが、住民を巻き込んで、国も巻き込んでやっていけたらと思う次第です。

○鈴木委員長

ありがとうございました。また11月6日のイベントの件については、詳しいことが決まったら案内いたしますので、お待ちください。

以上、議題(2)の第1章から第3章の最後の重点施策以外の部分については、いろいろ意見をいただきましたが、概ね決定といたしまして、第4章の主な重点施策については、本日いただいた意見を付して、また白井市庁内各課に再度投げかけていただいて、確認をして、第5章と共に素案全体を次回の会議で最終確認をしていただきたいと思います。では議題(2)は以上です。G

(3) その他

○鈴木委員長

では議題(3)その他です。事務局から説明をお願いします。

●事務局

次回の会議の日程ですが、11月19日の水曜日、午後1時を予定しています。今の時点でその日は行けないよということが分かっている委員の方がいらっしゃいましたら、この会議の後、もしくは、今週中にご連絡ください。

○鈴木委員長

ただいまの事務局からの報告に対して、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。次回が11月19日、水曜日の13時から14時30分までの予定です。よろしいでしょうか。では議題(3)についても以上とします。

3. 閉会

○鈴木委員長

では、本日予定していた案件は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。事務局にお戻しします。

●事務局

委員長、議事の進行をありがとうございました。これで第5回の白井市障害者計画等策定委員会を終了させていただきます。傍聴された方は意見については、意見書にご記載をいただいて、その場に置いていただけますようお願いいたします。ご意見がございましたら、市の方にどんどんお寄せいただければと思います。それでは、本日は長時間にわたりありがとうございました。

以 上